

放課後等デイサービス事業者の行政処分について

有限会社つぼみ（以下「事業者」という。）が市内で運営する、放課後等デイサービス事業所において、不適正な運営が行われているとの通報があり、令和元年5月27日から児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、監査を実施してまいりました。

その結果、「不適正な運営」「不正請求」の事実を確認しましたので、令和2年6月22日付けで、事業者に対し、法第21条の5の24第1項の規定に基づく「指定の効力の一部停止（新規利用者の受入れ停止）9箇月」の行政処分を実施するとともに、不正に受領した給付費及び加算金について返還するよう求めましたので御報告いたします。

1 対象

(1) 事業者の概要

- ア 名称：有限会社つぼみ
- イ 代表者名：小森 猛
- ウ 所在地：京都市南区東九条西明田町41-1

(2) 事業所の概要

- ア 事業所（定員）：^{むつく}夢来（10人）
- イ 所在地：京都市下京区丹波口通大宮西入丹波街道町298
- ウ 指定日：平成25年5月24日
- エ 提供サービス：放課後等デイサービス

2 監査の実施状況

(1) 実施期間

令和元年5月27日から（現在も継続中）

(2) 実施内容

- ア 書類調査
- イ 関係者からのヒアリング

3 監査で確認した事実

(1) 不適正な運営（法第21条の5の24第1項第4号）

ア 個別支援計画について、利用児童の多数につき、未作成又は保護者の同意を得たうえでの交付ができていなかった（以下「未作成等」という。）（平成27年5月～令和元年5月、1,122人月）。

イ なお、本事業所は、平成26年3月に実施した実地指導において、個別支援計画の作成に係る指摘を行っていた。

(2) 不正請求（法第21条の5の24第1項5号）

上記「(1)」のとおり、個別支援計画が未作成等だったにもかかわらず、給付費の減算を行うことなく請求し、受領していた（2,203,492単位）。

4 行政処分の実施

今回の事案は、平成26年3月に指摘したにもかかわらず、その後も、個別支援計画について未作成等であり、また、給付費の減算を行うことなく請求し受領していたことから、事業者に対し、法第21条の5の24第1項の規定に基づき、以下の内容の行政処分を行った。

また、不正請求額について返還を求めるとともに、法第57条の2第2項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算金の支払いを求める。

(1) 処分内容

ア 処分内容：指定の効力の一部停止（新規利用者の受入れ停止）9箇月

イ 処分年月日：令和2年6月22日

ウ 効力停止期間：令和2年6月23日から令和3年3月22日

エ 処分による効果：当該事業所において、指定の効力の一部停止期間中、新規利用者の受入れが行えない。なお、処分日までに受け入れている利用児童については、引き続き、サービス提供が可能であり、今回の処分による影響はない。

(2) 不正請求額の返還請求

返還請求額：20,845,787円

※ 上記金額に加えて、当該金額に100分の40を乗じて得た額（加算金）等の支払いも求めます。

5 今後の取組

(1) 現利用者への支援

利用児童（※）には引き続き支援を提供できるものの、必要以上に不安を与えないよう、児童福祉センター等の関係機関において保護者等からの相談に丁寧に対応していく。

※ 令和2年4月中に利用した人数：11人

(2) 当該事業所への対応

立入調査後は個別支援計画が作成されていることを確認しているが、継続して監査を行い、適正な運営が確保できるよう、法の規定に基づき、強力な指導等を行っていく。

(3) 市内の放課後等デイサービス事業所への取組

ア 事業所への注意喚起

市内の放課後等デイサービス事業所に対し、6月22日付けで事案の概要を伝えるとともに、適正な事務の執行に係る注意喚起を実施した。

イ 自主点検表の更なる活用

基準省令に則った運営が行われているかどうかの点検を求める「自主点検表」について、様式の見直しを行うとともに、定期的な自主点検を行うよう周知徹底し、基準遵守の徹底とサービスの質の向上を図っていく。

ウ 個別支援計画作成の周知徹底

個別支援計画は支援の根幹となるもので、適正なサービス提供に当たっては、必要不可欠なものである。

今回の事案を踏まえ、改めて、計画作成の重要性について実地指導を通じて周知徹底を図っていく。

エ 監査の実施体制の強化

安心・安全な環境のもとで子どもたちが過ごせるよう、昨年度に引き続き、令和2年度にも監査の実施体制の強化を図ったところであり、事業所における適正な運営の確保及び事業所の質の向上に向け、取り組んでいく。

